

御杖村指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

御杖村指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年御杖村規則第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、」を削る。

第2条第1項中「法」を「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)」に、「指定申請書(様式第1号)」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。)別紙様式第2号(一)」に改め、同条第2項中「表示」を「標示」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(共生型地域密着型サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第2条の2 法第78条の2の2第1項ただし書及び第115条の12の2第1項ただし書の規定による別段の申出は、様式告示別紙様式2号(一)により行うものとする。

第3条中「法第78条の5」の次に「第1項」を、「第115条の15」の次に「第1項」を加え、「10第1項各号」を「13第1項及び第140条の30第1項」に、「変更届出書(様式第2号)」を「様式告示別紙様式第2号(四)」に、「事業の廃上、休止又は再開に係るもの」を「休止した事業の再開に係るもの」に、「廃止・休止・再開届出書(様式第3号)」を「様式告示別紙様式第2号(五)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による届出は、様式告示別紙様式第2号(三)により行うものとする。

3 法第78条の2の2第5項及び第115条の12の2第5項の規定による届け出は、様式告示別紙様式第2号(三)により行うものとする。ただし、施行規則第131条の11の10第2項ただし書及び第140条の28の3第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第4条を削る。

第5条中「指定辞退届出書(様式第5号)」を「様式告示別紙様式第2号(六)」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定の更新)

第5条 法第78条の12及び第115条の21の規定による更新の申請は、様式告示別紙様式第2号(二)により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、法第78条の12及び第115条の21の規定による指定の更新を受けた場合について準用する。

第6条各号列記以外の部分中「第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理」を「第2条に規定する指定、第3条若しくは、第4条に規定する届出の受理又は第5条に規定する指定の更新」に改め、同条第2号中「申請者」の次に「の名称」を加え、同条第3号中「指定年月日」の次に「、指定更新年月日及び指定有効期間満了日」を加え、同条第5号中「運営規則」を「運営規程」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) その他村長が必要と認める事項

第7条各号列記以外の部分中「法第78条の11各号及び第115条の20各号に規定する措置に係る事業所に関し、次に掲げる事項」を「施行規則第131条の14及び第140条の31に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号」に改め、同条各号を削る。

第8条の見出し中「委任」を「その他」に改める。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。